

徳島県糖尿病療養指導士 認定更新のための講習会の申請について

I. 認定基準

1. 糖尿病の療養指導に関わる内容を主とするもの
 2. 徳島県糖尿病療養指導士の職種(※1)の1つあるいは複数をおもな対象とするもの
 3. 参加が一般に公開されているもの(クローズドの会でないもの)
 4. 徳島県地域糖尿病療養指導士認定機構が不適格としないもの
 5. 新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、Web開催の場合は出席確認(回答形式等)ができ、終了後、受講票を参加者に配布できること
- 以上の認定基準を満たすものについては実質研修時間(※2)によって単位を認定します。

実質研修時間	単位数
1時間以上2時間未満	0.5単位
2時間以上	1単位

II. 申請・審査の概要

- ・計画の段階で別紙計画書を速やかに提出してください。
- ・講演内容は「療養指導に関するもの」のみ申請可能です。なお、徳島県糖尿病療養指導士の活動とブックニングした場合は認定できません。
- ・単位申請は**開催日1ヶ月前まで**です。それ以後の申請は受け付けいたしません。

III. 審査結果通知(申請後概ね1週間程度)

- ・審査の結果については、ご担当者に原則メールアドレスで通知致します。
1週間過ぎても審査結果が届かない場合は、事務局担当者までお問い合わせください。
- ・審査の結果「可」となった場合のみ、案内文に単位取得が可能な旨を記載してください。
記載例「徳島県糖尿病療養指導士の更新のための単位(●単位)が取得できます」
- ・案内・申込先が記載されているURLを徳島県糖尿病療養指導士のFacebookに掲載しますので、予めご了承ください。

IV. 受講票の発行

- ・当日参加された徳島県糖尿病療養指導士の方に受講を証明する「受講票(別紙見本)」をお渡しますので、開催の**2週間前まで**に必要な枚数、受講票の受け渡し方法(事務局に来館・郵送)を事務局担当者までご連絡ください。なお、Webでの開催の場合はメールで受講票データをお送りします。
- ・受講票を受け取られましたら、主催名のところに印鑑を押印してから受講者にお渡しください。
- ・受講票に余剰があった場合には、必ずシュレッダー等で破棄をお願いします。

(※1) 看護師、准看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、助産師、臨床検査技師、臨床工学技士、介護福祉士、介護支援専門員

(※2) 商品の情報提供、意見交換会等の時間は除く